

八千代市事後審査型一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代市が実施する一般競争入札について、八千代市建設工事制限付き一般競争入札実施要領第1条に規定する一般競争入札を、事後審査型入札により実施する場合の手續に関し、八千代市建設工事制限付き一般競争入札に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 事後審査型入札とは、一般競争入札のうち、入札参加資格の審査を入札執行後に行い、落札者を決定する入札をいう。

(対象)

第3条 事後審査型入札の実施の対象となる建設工事は、予定価格が1千万円以上1億5千万円未満の建設工事とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする競争入札方式によるもの
- (2) 前号のほか、市長が特に認めたもの

(参加申請)

第4条 入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び当該公告に示す入札参加資格確認審査書類等（以下「確認書類等」という。）により、公告に示す提出期限までに市長に提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第5条 入札参加資格の確認については、開札後、入札が無効又は失格とならなかった者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とするとともに、落札の決定を保留し、確認書類等の審査を行う。

- 2 前項の審査の結果、入札参加資格があると確認された落札候補者は落札者と決定する。
- 3 第1項の審査の結果、入札参加資格がないと確認された落札候補者の入札は無効とする。この場合において、当該入札が無効とならなかった者のうち、予定価格の範囲内で2番目に低い価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- 4 以下、落札者が決定するまで、前3項の規定による審査を繰り返すものとする。

- 5 前4項の場合において、入札価格が同額の者があった場合は、くじにより落札候補者を決定する。
- 6 第2項により落札者を決定したときは、それ以降は、入札参加者の確認書類等の審査は行わないものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。